

一般社団法人生物音響学会会費規定

(会費)

第1条 一般社団法人生物音響学会定款第8条に定める会員の年会費は以下の金額とする。

- (1) 一般会員 (大学院生を除く) 7,000 円
- (2) 一般会員 (大学院生) 3,000 円
- (3) 学生会員 (学部生・短大生) 1,000 円
- (4) 学生会員 (高校生他) 500 円
- (5) 団体会員 50,000 円
- (6) 賛助会員 一口 50,000 円

(会費の納入)

第2条 会員は年会費 (会費1年分) を毎年9月末日までに前納しなければならない。

(改廃)

第3条 本規定の改廃は一般社団法人生物音響学会理事会が行う。

(付則)

本規定は2014年11月30日よりこれを施行する。